

Ⅱ 禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

- 著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物などは、地域に関係なく掲出してはいけません（条例第3条）。

※ 条例では、次のものが禁止広告物とされています。

- ・ 著しく汚染、変色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

Ⅲ 禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

- 1 街路樹や電話ボックスなどには、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません（条例第5条第1項）。

※ 条例では、次のものが禁止物件とされています。

- ・ 橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
- ・ 石垣、よう壁（市長が指定するもの）
- ・ 街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード
- ・ 信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく
- ・ 電柱、街路柱（市長が指定するもの）
- ・ 消火せん、火災報知器及び火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
- ・ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ・ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木

- 2 電柱、街燈柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗若しくは立看板等を掲出できません（条例第5条第2項）。

- 3 道路の路面には、広告物を表示できません（条例第5条第3項）。

Ⅳ 禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

- 1 良好な景観を特に保持する必要がある地域には原則として広告物の掲出できません。

＊禁止地域内で定めた禁止基準に満たない広告物は、設置に際し許可申請手続きが必要です。

- 2 条例で禁止地域とされるところは、次のとおりです（条例第4条）。

- (1) 都市計画法により定められた区域
- (2) 景観法により指定された準景観地区で市長が指定する区域
- (3) 文化財保護法により指定された区域
- (4) 岐阜県文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (5) 下呂市文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (6) 森林法に指定された風致保安林のある地域
- (7) 自然環境保全法、岐阜県自然環境保全条例により指定された区域
- (8) 自動車専用道路の全区間
- (9) 道路（自動車専用道路を除く。）、鉄道で市長が指定する区間
- (10) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (11) 都市公園法に規定する都市公園の区域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院
- (13) 河川、湖、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (14) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- (15) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

※市内の禁止地域は、次のとおりです。

- (1) 都市計画法により定められた区域（条例第4条第1号）

用途地域名称	禁 止 区 域
第1種低層住居専用地域	下呂市東上田及び小川地区の一部

- (2) 景観法により指定された区域（条例第4条第2号）

＊現在指定区域はありません。

(3) 文化財保護法により指定された区域（条例第4条第3号）

- ① 重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域（文化財保護法第27条関係）

名 称	禁 止 区 域
久津八幡宮拝殿及び本殿	指定建造物の周囲から50m以内の区域
旧大戸家住宅	

- ② 重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域（文化財保護法第78条第1項関係）

名 称	禁 止 区 域
門和佐の舞台	指定建造物の周囲から50m以内の区域

- ③ 史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域（文化財保護法109条第1項若しくは第2項関係）

名 称	禁 止 区 域
久津八幡宮の夫婦杉	指定物件内
禅昌寺の大スギ	
竹原のシダレグリ自生地	

(4) 岐阜県文化財保護条例により指定された区域で市長が指定する区域（条例第4条第4号）

＊現在指定区域はありません。

(5) 下呂市文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域（条例第4条第5号）

＊現在指定区域はありません。

(6) 森林法により指定された風致保安林のある地域（条例第4条第6号、森林法第25条第1項第11号関係）

＊現在指定地域はありません。

(7) 岐阜県自然環境保全条例により指定された区域（条例第4条第7号）

- ① 自然環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第14条関係）

名 称	禁 止 区 域
祖師野	指定区域内

② 緑地環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第 25 条関係）

名 称	禁 止 区 域
久津八幡宮	指定区域内
禅昌寺	
諏訪神社	

(8) 自動車専用道路の全区間（条例第 4 条第 8 号）

* 現在対象区間はありません。

(9) 道路、鉄道で、市長が指定する区間（条例第 4 条第 9 号）

名 称	禁 止 区 間
東海旅客鉄道 高山本線	別表 1 のとおり
一般国道 41 号	
一般国道 257 号	
県道下山名丸線	

(10) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域（条例第 4 条第 10 号）

道路・鉄道名	禁 止 区 域
一般国道 257 号	別表 1 のとおり
県道下山名丸線	

(11) 都市公園法に規定する都市公園の区域（条例第 4 条第 11 号）

名 称	禁 止 区 域
つづじヶ丘公園	指定区域内
しらさぎ緑地公園	

(12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院（条例第 4 条第 12 号）

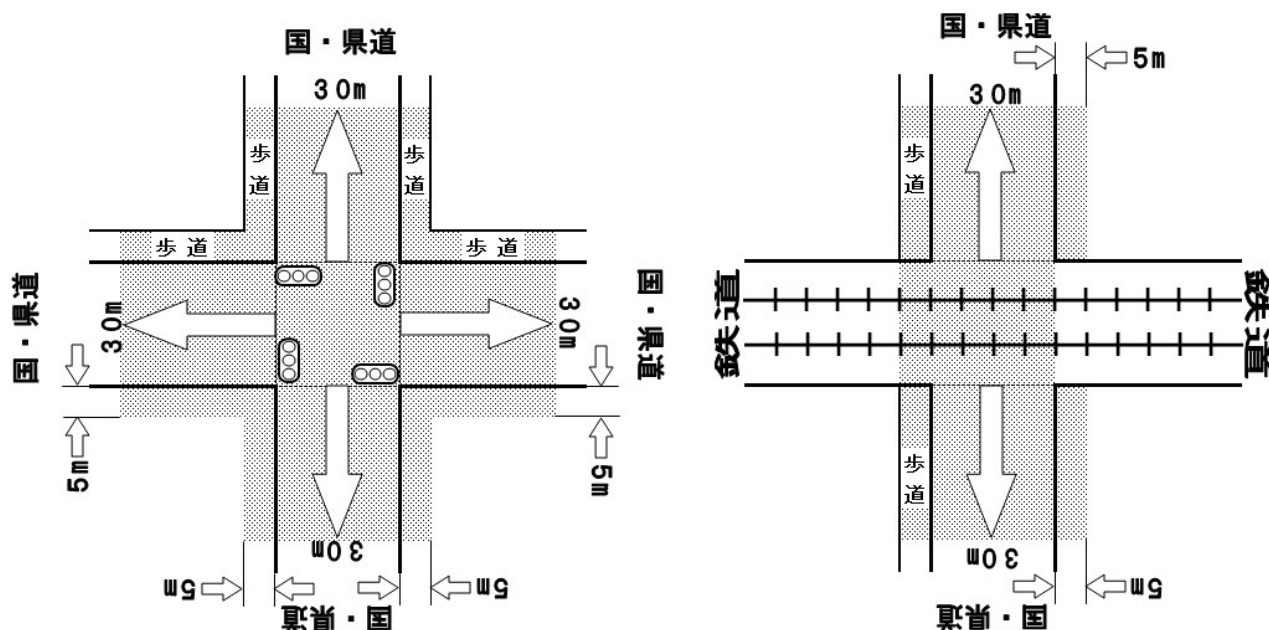
(13) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域（条例第 4 条第 13 号）

名 称	禁 止 区 域
馬瀬川	下呂市馬瀬地域の馬瀬川の両側1,000m未満の区域

(14) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域（条例第4条第14号）

- ① 信号機の設置されている交差点
- ② 一般国道又は県道と一般国道又は県道との交差点
- ③ 一般国道又は県道と鉄道との踏切
- ④ ①及び②の交差点及び③の踏切から30m以内の一般国道又は県道及び①②③の道路に歩道、車道の区分のないときは、その道路の両側5m以内の区域（ただし、高さが7m以上の屋上広告物を除く。）

※略図



(15) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所（条例第4条第15号）

*現在指定地域又は場所はありません。